

令和元年 12 月 13 日

東京オリンピック競技大会

・東京パラリンピック競技大会担当大臣

橋本聖子様

参議院議員 松沢成文

## ゴルフ場利用税及び国家公務員倫理規程の見直しに関する要望

いよいよ東京五輪の開催が来年に迫りました。私は、予てより東京五輪の成功に向けて関係大臣及び関係省庁へ様々な要望及び提案を行ってまいりました。しかし、未だに解決していない問題が存在します。その中でも、ゴルフ場利用税及び国家公務員倫理規程が、ゴルフ競技に対する差別にあたり、オリンピック憲章にも反している事実は見過ごすことができません。

東京五輪では 33 競技が実施されますが、ゴルフ以外でプレーする時に税金が掛かるスポーツは存在していません。実際に日本国内で親しまれるあらゆるスポーツの中でも課税されているのはゴルフだけです。さらに政府は、来年の東京五輪のゴルフ競技に参加する選手に対しては特例で非課税にする方針を固めました。

このままでは、日本のゴルフは、課税されるゴルフと課税されない他のスポーツ、課税される一般のゴルファーと課税されない東京五輪のゴルフ選手、という二重の差別にさらされることになります。

また、国家公務員がその職務と利害関係を有する者と共にゴルフをすることを禁止する国家公務員倫理規程は、スポーツの中でもゴルフだけを不当に差別するものです。

この 2 つの差別は、明らかに オリンピック憲章 オリンピズムの根本原則 第 4 条の「スポーツをすることは人権の 1 つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けすことなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。」とする規定 および 同 第 6 条の「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」とする規定の双方に違反していることは明らかです。

私はこれらの問題について、今まで何度も国会で質問をしてきました。ゴルフ場利用税の廃止については、関係する大臣の多くも賛同し、安倍晋三内閣総理大臣までも私の答弁で廃止の検討を明言しました。しかし、ゴルフ場利用税を財源とする地方自治体や総務省の反対で一向に改革は進んでいません。

また、国家公務員倫理規程についても、私のみならず、日本オリンピック委員会（IOC）の松丸喜一郎副会長も国際オリンピックの根本原則第4条および第6条の差別禁止規定に違反すると指摘しているにもかからず、政府は同様に見直そうとしていません。

さすがにこうした状況を見かねたのか、国際ゴルフ連盟（IGF）のピーター・ドーソン会長も、本年9月20日付で、橋本大臣の他、萩生田光一文部科学大臣及び高市早苗総務大臣に対し、ゴルフ場利用税及び国家公務員倫理規程の見直しを求める同趣旨の書簡を送っています（別紙参照）。

2016年のリオデジャネイロ大会オリンピックで正式種目に復帰し、東京大会でも日本人選手の活躍が期待されるゴルフは、日本国民の間でも既に国民的大衆スポーツとしての地位を確立しています。このまま来年の東京五輪を迎えることは、スポーツをすることを人権の1つとして位置づけ、スポーツをする機会の平等を高らかに謳った五輪憲章の精神をないがしろにし、五輪後に引き継がれるレガシーに汚点を残すことになります。

東京五輪を成功に導き、ゴルフ競技の発展に向けて良きレガシーをつくるためにも、日本のゴルフ場利用税を廃止し、国家公務員倫理規程を見直す必要があります。同様の趣旨の文章を国際オリンピック委員会（IOC）のトーマス・バッハ会長へもお送りしました。今ならまだ間に合います。どうか橋本大臣のリーダーシップの下、バッハIOC会長やドーソンIGF会長と協議の上、この問題の解決にご尽力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

以上